

福島県個人情報保護条例の改正状況

平成 29 年 11 月 15 日
福島県県民健康調査課

◎福島県個人情報保護条例（平成 29 年 7 月 11 日施行）

○主な改正点

- ・「個人情報」の定義の明確化
- ・「個人識別符号」の定義の新設
- ・「要配慮個人情報」の定義及び取扱いの新設

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p> <p>二～八 (略) (収集の制限)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの _____ _____ _____をいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>一の二 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>二～八 (略) (収集の制限)</p>

以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ 開示請求者が明らかに知ることができる情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、開示することにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）

四～八（略）

（部分開示）

第十三条（略）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第三号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ 開示請求者が明らかに知ることができる情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、開示することにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）

四～八（略）

（部分開示）

第十三条（略）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第三号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(事業者に対する指導助言等)

第二十七条 (略)

2 知事は、福島県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表することができる。

(説明等の要求、勧告及び公表)

第二十八条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による求めに正当な理由なく応じなかったとき又は前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に意見陳述の機会を与えた上で、福島県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第三十条の二 事業者のうち次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に規定する目的の全部又は一部として取り扱う個人情報については、第二十七条及び第二十八条の規定は、適用しない。

一～五 (略)

(設置、組織等)

第三十一条 第二十二條第一項、第二十七條第二項及び第二十八條第四項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～7 (略)

(審査会の調査権限)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(事業者に対する指導助言)

第二十七条 (略)

(第2項 削除)

第二十八条 削除

(適用除外)

第三十条の二 事業者のうち次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に規定する目的の全部又は一部として取り扱う個人情報については、第二十七条_____の規定は、適用しない。

一～五 (略)

(設置、組織等)

第三十一条 第二十二條第一項_____の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～7 (略)

(審査会の調査権限)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

<p>5 <u>審査会は、第二十七条第二項及び第二十八条第四項の規定による諮問に応じて行う審議のため必要があるときは、事業者その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。</u></p> <p>(反論書等の提出)</p> <p>第三十五条の二 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続の記録</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p>	<p>(第5項 削除)</p> <p>(反論書等の提出)</p> <p>第三十五条の二 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(第三号 削除)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 <u>諮問実施機関は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十一条又は法第三十四条から第三十七条までに規定する手続をしたときは、当該手続の内容を記載した書類を審査会に提出するものとする。</u></p>
---	--